

令和5年第3回（9月）三郷町議会
定例会・会議録（第2号）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---|-------------|--------------|---------------|------------|------------|------------|--------------|----------|-------------------|-------------|-------------|-------------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|-------------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 令 和 5 年 9 月 1 4 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 招 集 場 所 | 三 郷 町 議 会 議 場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開 会 (開 議) | 令 和 5 年 9 月 1 4 日 午後 1 時 2 7 分 宣 告 (第 2 日 目) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出 席 議 員 | <table border="0"> <tr> <td>1番 神 崎 静 代</td> <td>2番 吉 村 今 日 子</td> </tr> <tr> <td>3番 南 真 紀</td> <td>4番 奥 山 一 臣</td> </tr> <tr> <td>5番 南 田 善 紀</td> <td>6番 高 田 好 子</td> </tr> <tr> <td>7番 木 谷 慎 一 郎</td> <td>8番 澤 美 穂</td> </tr> <tr> <td>9番 木 口 屋 修 三</td> <td>10番 伊 藤 勇 二</td> </tr> <tr> <td>11番 辰 己 圭 一</td> <td>12番 先 山 哲 子</td> </tr> </table> | 1番 神 崎 静 代 | 2番 吉 村 今 日 子 | 3番 南 真 紀 | 4番 奥 山 一 臣 | 5番 南 田 善 紀 | 6番 高 田 好 子 | 7番 木 谷 慎 一 郎 | 8番 澤 美 穂 | 9番 木 口 屋 修 三 | 10番 伊 藤 勇 二 | 11番 辰 己 圭 一 | 12番 先 山 哲 子 | | | | | | | | |
| 1番 神 崎 静 代 | 2番 吉 村 今 日 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3番 南 真 紀 | 4番 奥 山 一 臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5番 南 田 善 紀 | 6番 高 田 好 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7番 木 谷 慎 一 郎 | 8番 澤 美 穂 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9番 木 口 屋 修 三 | 10番 伊 藤 勇 二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11番 辰 己 圭 一 | 12番 先 山 哲 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠 席 議 員 | な し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | <table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>辰 己 政 行</td> </tr> <tr> <td>こ だ も 未 来 創 造 部 長</td> <td>坂 田 達 也</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>水 口 洋 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>平 川 貴 治</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>川 合 孝 悟</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>大 津 和 之</td> </tr> </table> | 町 長 | 森 宏 範 | 副 町 長 | 池 田 朝 博 | 教 育 長 | 大 西 孝 浩 | 住 民 福 祉 部 長 | 辰 己 政 行 | こ だ も 未 来 創 造 部 長 | 坂 田 達 也 | 環 境 整 備 部 長 | 水 口 洋 司 | 教 育 部 長 | 渡 瀬 充 規 | 会 計 管 理 者 | 平 川 貴 治 | 総 務 課 長 | 川 合 孝 悟 | 企 画 財 政 課 長 | 大 津 和 之 |
| 町 長 | 森 宏 範 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副 町 長 | 池 田 朝 博 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 育 長 | 大 西 孝 浩 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住 民 福 祉 部 長 | 辰 己 政 行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| こ だ も 未 来 創 造 部 長 | 坂 田 達 也 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環 境 整 備 部 長 | 水 口 洋 司 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 育 部 長 | 渡 瀬 充 規 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会 計 管 理 者 | 平 川 貴 治 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 務 課 長 | 川 合 孝 悟 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企 画 財 政 課 長 | 大 津 和 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本会議の職務のため出席した者の職氏名 | <table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>吉 田 政 二</td> </tr> <tr> <td>議 会 事 務 局 主 任</td> <td>小 村 雄 一</td> </tr> </table> | 議 会 事 務 局 長 | 吉 田 政 二 | 議 会 事 務 局 主 任 | 小 村 雄 一 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 会 事 務 局 長 | 吉 田 政 二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 会 事 務 局 主 任 | 小 村 雄 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和 5 年 第 3 回 (9 月)

三郷町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 5 年 9 月 1 4 日

午後 1 時 2 7 分開議

日 程

- 第 1 同意第 1 7 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 2 同意第 1 8 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 3 同意第 1 9 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 4 同意第 2 0 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 2 1 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 承認第 9 号 令和 5 年度三郷町一般会計補正予算 (第 4 号) の専決処分について
- 第 8 認定第 1 号 令和 4 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 2 号 令和 4 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について
- 第 1 0 認定第 3 号 令和 4 年度三郷町水道事業会計決算の認定について
- 第 1 1 議案第 3 0 号 令和 5 年度三郷町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 1 2 議案第 3 1 号 令和 5 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 3 議案第 3 2 号 令和 5 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 4 議案第 3 3 号 令和 5 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 5 議案第 3 4 号 令和 5 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 6 議案第 3 5 号 令和 4 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 1 7 議案第 3 6 号 三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第 1 8 議案第 3 7 号 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第 1 9 議案第 3 8 号 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 第 2 0 議案第 3 9 号 令和 5 年度惣持寺地区調整池整備附帯工事請負契約の締結について
- 第 2 1 議案第 4 0 号 令和 5 年度三郷町ごみ中継施設建設工事請負契約の締結について
- 第 2 2 発議第 3 号 「健康保険証」の継続を求める意見書
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 2 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

開 議 午後 1 時 2 7 分

〔開議宣告〕

議長（先山哲子） 皆さん、こんにちは。

地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔付託案件に対する委員長報告〕

議長（先山哲子） 日程第 1、「同意第 1 7 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から、日程第 2 2、「発議第 3 号、「健康保険証」の継続を求める意見書」までを一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。去る 5 日の本会議におきまして、各委員会に付託いたしました案件につきまして、審査の結果の報告を求めます。

〔総務建設常任委員会〕

議長（先山哲子） 総務建設常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

総務建設常任委員会、高田好子委員長。

委員長（高田好子）（登壇） それでは、総務建設常任委員会のご報告を申し上げます。

去る 9 月 5 日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託を受けました議案等の審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、9 月の 6 日に委員会を開会し、付託されました同意案件 4 件、認定案件 1 件、議決案件 4 件、報告事項 6 件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。1 日で審査が終了しましたため、7 日は休会としました。

その結果、「同意第 1 7 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、「同意第 1 8 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、「同意第 1 9 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、「同意第 2 0 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、全会一致をもちまして、原案どおり同意することに決しました。

次に、「認定第 1 号、令和 4 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入 関連部分、歳出 （款） 1. 議会費、（款） 2. 総務費（（項） 3. 戸籍住民基本台帳費を除く）、（款） 4. 衛生費、（項） 1. 保健衛生費、（目） 1. 保健衛生総務費、（項） 2. 環境衛生費、（項） 3. 清掃費、（款） 5. 農林業

費、(款) 6. 商工費、(款) 7. 土木費、(款) 8. 消防費、(款) 10. 災害復旧費、(款) 11. 公債費、(款) 12. 諸支出金、(款) 13. 予備費、特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、し尿浄化槽を管理特別会計は、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり認定することに決しました。

また、「議案第30号、令和5年度三郷町一般会計補正予算(第5号)」、歳入関連部分、歳出 (款) 2. 総務費((項) 1. 総務管理費(目) 11. 諸費を除く)、(款) 7. 土木費、繰越明許費、橋梁補修事業、債務負担行為補正追加、木育推進型インクルーシブ拠点整備事業、地方債補正追加、地方創生拠点整備事業、地域活性化事業、地方債補正変更、道路整備事業につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第31号、令和5年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算(第1号)」、「議案第39号、令和5年度惣持寺地区調整池整備附帯工事請負契約の締結について」、「議案第40号、令和5年度三郷町ごみ中継施設建設工請負契約の締結について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「報告第6号、令和4年度三郷町の財政の健全化判断比率について」、「報告第11号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」、「報告第12号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」、「報告第13号、令和4年度ふるさと寄附金について」、「報告第14号、寄附の受け入れについて」、「報告第15号、寄附の受け入れについて」は、それぞれ報告を受けました。

以上が付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。委員会の報告とさせていただきます。

令和5年9月14日
総務建設常任委員会
委員長 高田好子

〔文教厚生常任委員会〕

議長(先山哲子) 文教厚生常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員会、澤美穂委員長。

委員長(澤美穂)(登壇) 文教厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る5日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案

等の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、9月11日に委員会を開会し、付託されました同意案件1件、諮問案件1件、承認案件1件、認定案件1件、議決案件7件、議員発議1件、報告事項2件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。1日で審査が終了したため、12日は休会としました。

その結果、「同意第21号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、全会一致をもちまして、原案どおり同意することに決しました。また、「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、全会一致をもちまして、適任と答申することに決しました。

次に、「承認第9号、令和5年度三郷町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につきまして」は、全会一致をもちまして、原案どおり承認することに決しました。

また、「認定第1号、令和4年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入 関連部分、歳出 （款）2. 総務費、（項）1. 総務管理費、（目）11. 諸費、（項）3. 戸籍住民基本台帳費、（款）3. 民生費、（款）4. 衛生費、（項）1. 保健衛生費、（款）6. 商工費、（項）1. 商工費、（目）2. 商工振興費、（款）9. 教育費、特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計は、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり認定することに決しました。

次に、「議案第30号、令和5年度三郷町一般会計補正予算（第5号）」、歳入 関連部分、歳出 （款）2. 総務費、（項）1. 総務管理費、（目）11. 諸費、（款）3. 民生費、（款）4. 衛生費、（款）9. 教育費につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第32号、令和5年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、「議案第33号、令和5年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、「議案第34号、令和5年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、「議案第36号、三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」、「議案第37号、三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」、「議案第38号、三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しま

した。

次に、「発議第3号、「健康保険証」の継続を求める意見書」につきましては、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成少数をもちまして、原案は否決することに決しました。

次に、「報告第9号、三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果について」、「報告第10号、公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について」は、それぞれ報告を受けました。

以上が付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。委員会の報告といたします。

令和5年9月14日
文教厚生常任委員会
委員長 澤 美穂

〔上下水道特別委員会〕

議長（先山哲子） 上下水道特別委員会の審査の結果の報告を求めます。

上下水道特別委員会、木口屋修三委員長。

委員長（木口屋修三）（登壇） 上下水道特別委員会のご報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議におきまして、上下水道特別委員会に付託を受けました議案等の審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、9月8日に委員会を開会し、付託されました認定案件2件、議決案件1件、報告事項2件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「認定第2号、令和4年度三郷町下水道事業会計決算の認定について」、「認定第3号、令和4年度三郷町水道事業会計決算の認定について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり認定することに決しました。

また、「議案第35号、令和4年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「報告第7号、令和4年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について」、「報告第8号、令和4年度三郷町水道事業会計に係る資金不足の比率について」は、いずれも報告を受けました。

以上が付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。委員会の報告といたします。

令和5年9月14日
上下水道特別委員会
委員長 木口屋修三

以上でございます。

議長（先山哲子） 以上で、各委員会の審査の結果の報告を終結いたします。

各委員会に付託いたしました案件につきまして、慎重審議を賜り、大変ご苦労さまでございました。

〔委員長報告に対する質疑・討論・採決〕

議長（先山哲子） それでは、これより順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1、「同意第17号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決いたします。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長の報告のとおり、公平委員会委員、住所 生駒郡三郷町信貴ヶ丘1丁目2番16号、氏名 稲森光江氏、生年月日 昭和21年12月12日の選任に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（先山哲子） 全員起立でございます。ありがとうございます。ご着席ください。

したがって、本案は委員長の報告のとおり同意されました。

日程第2、「同意第18号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長の報告のとおり、公平委員会委員、住所 生駒郡三郷町城山台4丁目12番3号、氏名 伊東良隆氏、生年月日 昭和27年10月10日の選任に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（先山哲子） 全員起立です。ご着席ください。ありがとうございます。したが

って、本案は委員長の報告のとおり同意されました。

日程第3、「同意第19号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とし質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長の報告のとおり、公平委員会委員、住所 生駒郡三郷町信貴ヶ丘1丁目5番8号、氏名 安井稔昌氏、生年月日 昭和28年2月6日の選任に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(先山哲子) 全員起立です。着席ください。ありがとうございます。したがって、本案は委員長の報告のとおり同意されました。

日程第4、「同意第20号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とし質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長の報告のとおり、固定資産評価審査委員会委員、住所 生駒郡三郷町勢野北1丁目10番20号、氏名 木部直樹氏、生年月日 昭和43年4月7日の選任に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(先山哲子) 全員起立です。着席ください。ありがとうございます。したがって、本案は委員長の報告のとおり同意されました。

日程第5、「同意第21号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、澤美穂委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長の報告のとおり、教育委員会委員、住所 生駒郡三郷町夕陽ヶ丘2番7号、氏名 篠原英子氏、生年月日 昭和42年7月19日の任命に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（先山哲子） 全員起立です。着席ください。ありがとうございます。したがって、本案は委員長の報告のとおり同意されました。

日程第6、「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、澤美穂委員長の報告は、適任であります。

本案は、委員長の報告のとおり、人権擁護委員、住所 生駒郡三郷町立野南2丁目24番30号、氏名 寺内一秀氏、生年月日 昭和24年10月2日を人権擁護委員の候補者として適任であると認めることについて、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（先山哲子） 全員起立です。ご着席ください。ありがとうございます。したがって、本案は委員長の報告のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

日程第7、「承認第9号、令和5年度三郷町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について」を議題とし質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、澤美穂委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり承認されました。

日程第8、「承認第1号、令和4年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対する反対の方の発言を許可いたします。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（先山哲子） 吉村議員。

2番（吉村今日子）（登壇） 「認定第1号、令和4年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」の反対討論を行います。

まず、一般会計決算についてです。この決算の問題点は、同和行政がきっぱりと清算されていないことです。民間運動団体である部落解放同盟が主導する人権保育研究会、部落解放研究全国集会、人権啓発研究集会などへの公費による職員の参加や三郷町人権保育研究会への補助が実施されました。

また、ふれあい交流センターでのふれあい交流センター相談事業や継続的相談援助事業など、同和対策を引きずった事業が実施されました。同和行政はきっぱりと廃止すべきです。よって、一般会計決算の認定については反対です。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてです。この事業は、同和対策事業の一つとして実施され、宅地の購入、住宅の新築などの資金を貸し付ける事業でしたが、不動産取得のための貸付金であるにもかかわらず、事業実施当初から抵当権の設定が十分になされないなど、事業そのものが大変ずさんなものでした。公費で穴埋めした不納欠損の累計額7,337万5,922円を含めて、累計赤字は5億円を超えて。

（「累積赤字」の声あり）

2番（吉村今日子） 累積赤字は5億円を超えています。いずれ税金で穴埋めしなければなりません。住民が負担することになるのです。よって、この決算には反対です。

次に、三郷町国民健康保険特別会計決算についてです。国保税は、2018年度から財政運営が県に移行し、県は2024年度から県下で統一保険税率にするとし、町は県が提示している統一保険税率にするため、2022年度から3年間連続して毎年4%弱値上げするとして、2022年度は値上げされました。

町の国保会計の財政調整基金は、2021年度末で2億4,202万8,000円あり、2022年度には、さらに5,480万4,000円積み立てています。

国保税はあまりにも高くて払うのが大変というのが共通の認識だと思います。基金を活用して、保険税を据え置くべきです。よって、この決算に反対です。

次に、後期高齢者医療特別会計決算についてです。この保険制度は、75歳以上を別枠の保険に囲い込み、高い保険料の負担と医療の抑制を押しつける最悪の制度であり、制度そのものに反対です。廃止して、少なくとも元の老人保健制度へ戻すべきと考えます。

また、2022年、23年度の第8期の1人当たりの保険料は、年間8万2,

462円から8万5,150円に、2,688円、3.26%値上げされました。奈良県後期高齢者医療広域連合特別会計の2021年度の決算は、2020年度に続き黒字で、財政調整基金に23億1,300万積み増しし、基金残高は37億7,100万円になっています。

2022年度の値上げを織り込んだ市町村の保険料負担の予算総額は、191億7,480万8,000円で、値上げ前より16億2,429万7,000円の増となっています。基金に積み増す23億円から増額分を充てれば、保険料を値上げする必要は全くありませんでした。

さらに、10月からは窓口負担が被保険者の23%、910人が1割から2割に引き上げられました。物価は上がるのに年金は引き下げられ、さらに保険料を引き上げられ、高齢者の生活は踏んだりけったりです。よって、この決算には反対です。

以上のことから、「認定第1号、令和4年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」、反対です。

以上です。

議長（先山哲子） 次に、賛成の方の発言を許可します。

11番（辰己圭一） 議長。

議長（先山哲子） 辰己議員。

11番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、「認定第1号、令和4年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成とする立場で討論をいたします。

まず、一般会計の中で、同和対策事業についてですが、三郷町では、同和問題の早期解決を図るために、憲法、教育基本法、そして、昭和44年以来、33年間にわたる特別措置法に基づいて、対象地域の人々の生活の安定、向上及び差別の解消を目指して、環境改善、産業対策、社会福祉対策、教育、啓発対策等の地域改善対策事業並びに町の事業として、税の特別措置、民間運動団体の連携などの事業を積極的に推進してまいりました。

また、特別措置法の失効後の平成14年度からは、主な事業の主体であった同和行政・同和教育から、人権行政・人権教育の事業へとかじを切り、一般対策事業として心理的な面の解決に向け、同和問題を人権問題の重要な柱と捉え、人権・同和教育等、人権啓発のより一層の充実に努めてきました。

また、この間、税の特別措置、民間運動団体との連携等の事業につきましては、引き続き実施をしておりますが、その結果、住環境の分野、心理的な面においても、その成果としては、全体的には解消へと進展し、町民の同和問題に関する理解も進む中、一方で、インターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の表現など、差別的な動機が見られることなど、明らかとなっております。偏見や差別に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるもので、決して許されないものであります。

こういったことから、それぞれ実施している集会についても、差別を許さないまちづくりに寄与され、差別のない明るい社会に向けて尽力されている会であり、協議会でもあります。その活動を後押しする意味で、この事業は必要であると考えます。今後も、誰もがお互いに人権を尊重し合えることを目指し、行政施策を公正に、公平な立場で進めていただきたいと思います。

以上のことから、一般会計決算の認定については、賛成といたします。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算についてですが、この制度は、歴史的、社会的理由により、生活環境の安全向上が阻害されてきた地域の環境の整備改善を図るため、当該地域の住民に対し、一般金融機関よりも緩和した条件、つまり、所得要件、抵当権、低金利などで貸付けを行うことにより、これらの地域の住宅環境の改善を図り、住民の福祉増進に寄与することを目的とした特例的にできた国の制度であります。昭和40年代から、国から市町村へ住宅新築資金等貸付制度の助成が開始され、この三郷町においても、昭和44年度から、1件を除いて、おおむね平成8年度まで、住宅改修、宅地取得資金、新築資金の貸付けを行ってきました。この事業によって地域の環境は目まぐるしく変貌を遂げ、安全で安心して暮らせるようになりました。

しかしながら、借受人等が事故やけがで職を失ったり、高齢化や死亡、生活困窮などにより、長期間の滞納も発生しております。滞納者に対しては、町の担当課の職員がこれまで何度も足を運んで、納付相談や納付督促により、自主償還に取り組んできたほか、平成17年度からは、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合と連携しながら、本事業の貸付金の回収を進めて、精いっぱい努力してこられました。

また、借受人が死亡や破産、生活困窮等により償還が困難であり、保証人からの償還も困難であると認められる場合など、一部の滞納者については、国の認定

を受け、回収不能助成金を受領しております。もともと国がつくった制度とはいえ、町民の税金ですので、債権の回収、物件の売却等で、たとえ1円でも多く回収できる可能性があるのであれば、今これを止めるわけにはいかないと思います。

残債件数は3資金計で89件ありますが、今後も回収管理組合と連携をし、回収の強化に努めていただきたいと思います。

以上のことから、賛成といたします。

次に、三郷町国民健康保険特別会計の決算についてですが、国民健康保険制度は昭和36年度に創設され、61年という長きにわたり、国民皆保険として住民の健康を支えてきました。

しかしながら、近年は、被保険者の高齢化、就業形態の変化、医療の高度化に伴う医療費の上昇、国民健康保険を取り巻く状況は厳しいものとなっており、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村と共同で事務の効率化や医療の適正化に取り組んでいます。

本町の国保財源は、令和4年度決算、実質収支額で4,043万434円の黒字、財政調整基金残高で2億4,208万2,856円と安定した財政状況になっております。

また、保険税率につきましては、国民健康保険運営協議会の答申を基に、令和6年度奈良県統一保険税率に向け、税率が急激な上昇とならないよう、令和4年度から3分の1ずつ引き上げることになっており、適切であると考えます。

国民健康保険は、被保険者であります町民の皆様にとって重要な役割を担っている制度であることから、今後においても、さらに保険事業の充実に向けて取り組んでいただき、健全な財政運営により、より一層努力されることを要望いたします。賛成といたします。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算についてです。後期高齢者医療制度の財源は約5割を国や自治体からの公費、約4割を現役世代からの支援金、そして、約1割を後期高齢者の保険料で賄っております。

厚生労働省によると、支援金は2010年度に、現役世代1人当たり約4万4,000円でしたが、2020年度には1.5倍近い約6万3,000円まで上昇しました。このままでは、団塊の世代が75歳以上になり始めた令和4年度以降、さらに、令和7年度には全員が後期高齢者となり、現役世代の負担がより一層重たくなるおそれがあります。今までの給付は高齢者、負担は現役世代が中心とい

う従来の社会保障の構造の見直しが課題でありましたが、昨年10月からの2割負担の導入は、高額療養費制度や施行3年間、外来受診の負担を抑える配慮措置を設けた上で、現役世代の負担を抑える制度であります。厚生労働省は、この制度導入により、2025年度には、年間830億円の現役世代の負担を軽減できると見込んでおります。ですので、国民皆保険の持続可能性を維持するためには、必要なものと理解しております。

後期高齢者医療にとって、大事な時期を迎えることから、今後は、医療、介護分野のデジタル化などを進めながら、病気や介護の予防につながる施策の充実を図り、さらなる円滑な運営をお願いし、賛成といたします。

以上のことから、「認定第1号、令和4年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」の賛成討論といたします。

議長（先山哲子） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（先山哲子） 討論を終結し、採決いたします。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、各委員長の報告は認定であります。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（先山哲子） 挙手多数です。したがって、本案は各委員長の報告のとおり認定されました。

日程第9、「認定第2号、令和4年度三郷町下水道事業会計決算の認定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第10、「認定第3号、令和4年度三郷町水道事業会計決算の認定について」を議題とし質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第11、「議案第30号、令和5年度三郷町一般会計補正予算(第5号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、各委員長の報告は可決であります。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は各委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第12、「議案第31号、令和5年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算(第1号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、「議案第32号、令和5年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、澤美穂委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告通り決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、「議案第33号、令和5年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、澤美穂委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、「議案第34号、令和5年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、澤美穂委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、「議案第35号、令和4年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会、木口屋修三委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり、可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、「議案第36号、三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、澤美穂委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、「議案第37号、三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、澤美穂委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、「議案第38号、三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会、澤美穂委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告通り通り、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、「議案第39号、令和5年度惣持寺地区調整池整備附帯工事請負契約の締結について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21、「議案第40号、令和5年度三郷町ごみ中継施設建設工事請負契約の締結について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22、「発議第3号、「健康保険証」の継続を求める意見書」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対する反対の方の発言を許可いたします。

7番(木谷慎一郎) 議長。

議長(先山哲子) 木谷議員。

7番(木谷慎一郎)(登壇) それでは、議長のお許しをいただきまして、私からは、「健康保険証」の継続を求める意見書に対する反対討論を行います。

本意見書案は、令和6年秋以降も健康保険証の発行を継続すべき理由として、現在において、患者の保険情報を正しく確認できないトラブルが発生していることを理由とします。もちろん医療に関する事項ですので、間違いはゼロを目指すことが正しいことは前提としてではありますけれども、今回のマイナンバーと保険資格情報のひもづけ自体は、全保険者に、加入者に対して行われているもので、全保険加入者約1億2,000万人が分母となります。そこから計算すると、ひもづけの違いの確率は0.07%、非常に低いものであります。

一方、未登録の方は77万件と多いんですけれども、その発生原因は、1、保

険資格取得時にマイナンバーの提出がなく、かつ保険者に届けられている情報も住民基本台帳の情報と一致しないため、保険者において、J-LIS、地方公共団体情報システム機構への照会を行っても、マイナンバーが取得できない場合、2、就職、転職による健康保険の資格取得時において、保険者でのデータ登録が手続中の場合、3、海外駐在員などの海外在住者や、入国直後でマイナンバーがそもそも付番されていない場合というものであり、この2、3に該当するような制度上やむを得ない一定数を除けば、今後、解消に向かうものです。

現在の誤登録や未登録は、今後、医療DXを実現していくことで、質の高い医療を確保しつつ、社会保障費の伸びを抑えていくために、アナログ情報からデジタル社会の基礎を構築していく際の、言わば産みの苦しみと言えるものです。

政府は本年11月末までの解消を目指していますが、遅くとも来年秋までの間に集中的に未登録の解消に努めていただきたいと思います。

また、本意見書案は、マイナ保険証を持たない人に発行される資格確認書については更新が必要で、保険者の業務が膨大になるといいます。しかしながら、確かに被用者保険については、現在更新がないので新たな業務とはなるといいますが、既に現状で後期高齢者医療は毎年、国民健康保険も2年ごとに更新をしますので、新たな業務となることはありません。

資格確認書は当初は申請に基づき発行され、更新期限も1年との案であったものですがけれども、マイナンバーカードの取得があくまで任意のものであることを踏まえて、これらの点については見直し、有効期限を最大5年とし、発行も職権で行うこととするなど、未取得者の不安の払拭に努めています。

政府には、マイナンバーカードの取得が困難な方へのサポートや、介護施設の管理の問題への対応など、不安の払拭をさらに進めていただきたいと思います。

以上から、もちろん期限までの間に解決すべき問題はあるものの、患者にとっては本人の健康や医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けることが可能となるなど、さまざまなメリットがあること。また、制度としても、デジタル化の面で世界の中で周回遅れとも言われる日本において、とりわけDXへの取り組み状況が低い医療、福祉分野における手続のデジタル化をスピード感を持って進めていくためには、期限を設定して推進していくことも必要であると考えられます。

よって、令和6年秋に健康保険証を廃止し、これ以降、健康保険証を新規に交

付しないことを目指す政府の方針については、今後の適切な対応を前提とはするもの、妥当なものであると認められるため、本意見書には反対です。

以上です。

議長（先山哲子） 次に、賛成の方の発言を許可します。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（先山哲子） 神崎議員。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、「健康保険証」の継続を求める意見書の賛成討論を行います。

委員会審議の中で、マイナンバーカードへの健康保険証ひもづけ誤登録について8,841件と、率にして0.012%と少数ということでしたが、医療は生命に関わる問題です。たとえわずかでもあってはならないことです。

ちなみに、昨日、全国保険医団体連合会が調査結果を公表しました。それによると、全国7,070医療機関のうち、13.8%に当たる978医療機関で、70歳以上の患者の負担割合の表示に誤りがあった。詳しい集計はしていないが、70歳未満でも同様の表示ミスが確認されたということでした。

また、未登録者は77万人と多いが、これはマイナンバーカードが取得できていないため、登録されていないとおっしゃっていましたが、この77万人というのは、マイナンバーと医療保険の資格情報のひもづけができず、マイナンバーカードでは保険医療が受けられない数です。

マイナンバーカードへの健康保険証のひもづけは、健康保険組合など医療保険者が加入者である被保険者の被保険者番号や保険資格情報にマイナンバーをひもづけた上で、社会保険診療報酬基金が運用する医療保険者向け中間サーバーに登録することで完了します。

協会けんぽによりますと、ひもづけ作業は事務所に従業員のマイナンバーの提出を求め、提出がない場合は、国と地方自治体が共同で管理する地方自治体団体情報システム機構に問い合わせ、氏名、住所、性別、生年月日の4情報が一致する人のマイナンバーをひもづけしています。ところが、加入者が事業所に申告した住所と住民票の住所が一致しないことがあり、その際はひもづけをしていないということです。担当者は、マイナンバーを事業者に知らせない加入者もあり、100%保険情報とひもづけるのは難しいと言っています。

マイナンバーカードでの受診の大前提である健康保険証の情報とマイナンバー

カードのひもづけができない状況の下で健康保険証を廃止すれば、資格確認ができず、保険料を払っているのに保険診療が受けられず、10割負担を求められるという重大な権利侵害が起こる可能性があります。相次ぐトラブルで国民が不安を感じ、また、そのトラブルが解決しないままでの健康保険証廃止は、制度への信頼も揺らぎかねません。

次に、介護福祉施設等で、入所者のマイナンバーカードを預かることに不安の声が上がっていることについてです。

その対策として、自分で管理できない人には暗証番号なしのカードを発行するという話も出ていますが、そのカードでは、医療機関、薬局の受診等には使えませんが、暗証番号が必要なサービスは利用できません。それなら、現在の保険証を残せば済む話です。

また、医療機関の窓口での問題もあります。暗証番号入力の際、タッチパネル操作に不慣れな方や視覚障がい者は、平たい画面に表示された数字を入力するのは大変です。暗証番号の入力の難しい人には、顔認証で行うとしていますが、顔認証画面のところに行けない人、認証用カメラに適切に顔を向けることの難しい方もおられます。

暗証番号、顔認証などが難しい場合は、マイナンバーカードの写真と本人の顔とを目視で照合する対応も可能と言いますが、資格確認端末を目視確認モードに切り替え、患者本人が職員に顔写真を提示し、マイナンバーカード所有者本人と確認できれば、確認完了にチェックを入れなければなりません。本人確認作業は、医療機関等の職員の判断で行うため、職員の負担が大きくなります。

毎日新聞が8月に行った世論調査では、廃止すべきでない、38%、廃止を延期すべきだ、28%と、従来の健康保険証の存続を求める声が半数を超えています。そのほか共同通信や朝日新聞などの世論調査でも、健康保険証廃止に反対が60%以上となっています。

マイナンバーカードは、要介護状態や障がいなどで手続に困難があり作れない人、取得は任意のため作らない人もいます。さまざまな方への対応を十分講じた上で、少なくとも従来の健康保険証がなくても大丈夫という環境が整うまで、健康保険証の廃止は延期すべきです。

以上です。

議長（先山哲子） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（先山哲子） ありませんね。討論を終結し採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員会、澤美穂委員長の報告は否決であります。
したがって、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（先山哲子） ありがとうございます。挙手少数でございます。したがって、本案は委員長の報告のとおり否決されました。

〔閉会中の継続調査〕

議長（先山哲子） 日程第23、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、三郷町議会会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

〔町長閉会の挨拶〕

議長（先山哲子） それでは、町長から閉会のご挨拶がございます。

町長（森 宏範） 議長。

議長（先山哲子） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件につきまして、慎重審議の上、それぞれ同意、認定、可決賜り、誠にありがとうございました。

会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見やご提案につきましては、今後の町政のさらなる発展に反映させてまいりたいと考えております。どうか今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、今回の議会からユーチューブでのライブ配信が実施されました。地方議会を含め、政治や行政への国民の関心の低下は従前から問題視されている中、住民の皆様の生活に関わる重要な意思決定の場である議会を、誰もが気楽に簡単に見ることができることで、開かれた議会を実現し、町政への理解と関心がこれまで以上に高まり、今後、議会の活性化にも資することを期待しております。

話は変わりますが、10月8日から新型コロナウイルスワクチンの7回目となる秋の集団接種が始まります。コロナワクチンについては、今回で、国費による集団接種は終了し、来年度以降は、原則自己負担になると言われております。しかしながら、現在も第9波の渦中と言われ、感染者は増加傾向にあり、国内では新たな変異株が確認されるなど、依然として注意を怠ることのできない状況が続いておりますので、引き続き、適切な対応に努めてまいります。

また、明日15日から18日にかけて、ナラディーアにおいて、サッカー・バルサアカデミーアジアパシフィックカップが開催されます。バルサアカデミーとは、将来のサッカー選手の育成を目的として、全世界に展開されているサッカースクールで、アジアパシフィックカップとは、アジア及び環太平洋地域に開校しているバルサアカデミーが集う国際大会だそうです。

今大会が初の日本開催となり、本場スペインをはじめ、全6か国のバルサアカデミーが一堂に会することとなります。明日15日のオープニングセレモニーでは、植樹式やパフォーマンス、花火などが行われる予定となっております。スポーツで町全体が大きく盛り上がることを期待しているところであります。

徐々に朝晩は過ごしやすい気温となり、ようやく厳しい夏の終わりを感ずる季節となってまいりましたが、日中はまだまだ残暑が続いております。季節の変わり目ではございますので、議員各位におかれましては、くれぐれも体調にはご留意されまして、引き続きご活躍くださいますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔閉 会〕

議長（先山哲子） これにて会議を閉じます。

それでは、これをもって令和5年第3回三郷町議会定例会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦勞さまでございました。

閉 会

午後 2 時 2 7 分